

青森県報

号外第五十五号

平成二十六年
六月三十日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	同	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の所在地変更の届出	同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	五
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	六
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	(同)	六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	(同)	七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	(同)	七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	(同)	八
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	(同)	八
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	(同)	九
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	(同)	九

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	一〇
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	一一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	一二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	(同)	一三

告 示

示

青森県告示第五百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム やすらぎの郷	南津軽郡田舎館村大字 畑中字藤巻一八〇の三	介護老人福祉施設	平成 二六・五・一
特別養護老人ホーム 素心苑	三戸郡五戸町字古館向 一〇の一	地域密着型介護老人福祉施設	二六・六・一

青森県告示第五百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	指定期間(年月日)
医療法人 幸会	弘前市大字石川字石川九七	訪問看護	石川訪問看護センター	弘前市大字石川一丁目二五の五	平成 二六・五・一四
有限会社 田スキ十和田	秋田県鹿角市十和田湯字一本木平一〇の二	福祉用具貸与	ダスキント弘前センター	弘前市大字野田二丁目一の一	二六・四・一
医療法人 知会	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	通所介護	デイサービスセンター まるめろ	弘前市大字東長町三八の三	二六・五・一
社会福祉法人 長慶会	弘前市大字坂市字亀田五三の三	短期生活介護	シヨートステイ長慶の里	弘前市大字坂市字亀田五三の三	"
医療法人 幸会	弘前市大字石川字石川九七	訪問介護	石川ヘルパーステーション	弘前市大字石川一丁目二五の五	"
株式会社 イフジメデカル	八戸市東白山台三丁目二〇の六	居宅療養管理指導	売市薬局	八戸市売市四丁目七の一五	二六・四・一
有限会社 かもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	通所介護	通所介護事業所さかもと広場	五所川原市大字七の七	二六・五・一
MEIJOE 株式会社	三沢市緑町一丁目三の九	居宅療養管理指導	岡三沢薬局	三沢市緑町一丁目三の九	"
合同会社 福祉サポート	南津軽郡田舎館大字川部字上西田一二九の六	福祉用具貸与	福祉サポート	南津軽郡田舎館大字川部字上西田一二九の六	"

名称	所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	指定期間(年月日)
社会福祉法人 和森会	上北郡東北町上北三丁目三三の三〇五	訪問介護	ヘルパーステーション かみきた	上北郡東北町上北三丁目三三の三五	二六・五・一
社会福祉法人 人奥入瀬	上北郡おいらせ町沼端三七〇の七	通所介護	デイサービスセンター 和花	上北郡おいらせ町下明堂五六の七	二六・五・三
株式会社 輪商事	弘前市大字代官町一〇二	居宅療養管理指導	ミツワ薬局 中央通り店	弘前市大字徳田町六	二六・六・六
有限会社 リーブ	弘前市大字上鞆師町四	"	ハート調剤薬局 松森町	弘前市大字松森町四八	二六・七・一
有限会社 福薬局	弘前市大字富田三丁目一の一〇二	"	有限会社 福薬局	弘前市大字富田三丁目一の一〇二	二六・六・七
有限会社 おぞら	三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一六六の二	"	あおぞら薬局	八戸市大字白銀〇町字浜崖七の六	二六・六・六
有限会社 コニコ	"	"	コニコ薬局	八戸市大字本鍛冶町二の六	二六・六・一
つがる西北五広域連合	五所川原市字岩木町一二の三	訪問看護	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町一二の三	二六・四・一
株式会社 神調剤薬局	兵庫県芦屋市大槻町一の一八	居宅療養管理指導	つがる薬局	五所川原市字川端町三の四	"
株式会社 アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二の二	"	アイセイ薬局	五所川原市字川端町一の一三	"
株式会社 ショーボレー	五所川原市字新町五〇	訪問介護	ヘルパーステーション ほつと	五所川原市字新町五〇	二六・五・一
有限会社 ナイブ	青森市大字筒井八ツ橋三の一〇八	居宅療養管理指導	みんなの野薬局	十和田市西三番町一の二八の四	二六・六・九
社会福祉法人 人柏友会	つがる市柏桑野木田若宮二五五の一	認知症対応型共同生活介護	グループホーム けむらた	七戸市唐竹母原七の一の二	二六・六・一
合同会社 事務所 介護支援	下北郡風間浦村大字北国間字易国間六一の一	訪問介護	合同会社 介護支援事務所	下北郡風間浦村大字北国間字易国間六一の一	二六・三・一

社会福祉法人素心の会	三戸郡五戸町古館向一〇の一	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム素心苑	三戸郡五戸町古館向一〇の一	二六・六一
有限会社ほのぼの	"	"	ほのぼの薬局	三戸郡南部町大字吉米地白山一八の一	二六・六一
有限会社みちしり	三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一六六の二	居宅療養管理指導	みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町一の一	二六・六一

青森県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社福寿	南津軽郡田舎館村大字野前字前川原八〇の一	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	黒石市西ヶ丘二七四	平成二六・五一
合同会社大室介護支援事務所	下北郡風間浦村大字易国間字易国間六一の一	合同会社大室介護支援事務所	合同会社大室介護支援事務所	下北郡風間浦村大字易国間字易国間六一の一	二六・三一

青森県告示第五百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指定年月日
有限会社ダスキン和	秋田県鹿角市十和田大湯字一本木平一〇の二	平成二六・四・一
合同会社福祉サポート	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田一二九の六	平成二六・五・一

青森県告示第五百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	介護予防の種類	介護予防事業所	指定年月日
医療法人 幸会	介護予防訪問看護	石川訪問看護ステーション	平成二六・五・二四
有限会社ダスキン和	介護予防福祉用具貸与	ダスキンヘルスセンター	平成二六・四・一
医療法人 知会	介護予防通所介護	デイサービスセンター	平成二六・五・一

青森県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 川村土木	株式会社 佐々木ケ スアサービ	株式会社 社会福祉 法人桜木	株式会社 社会福祉 法人桜木	株式会社 有限会社 ズサンライ	株式会社 有限会社 ズサンライ	株式会社 有限会社 ズサンライ	株式会社 有限会社 ズサンライ	株式会社 有限会社 ズサンライ	株式会社 有限会社 ズサンライ
三戸郡五戸 町字古館下 一川原二三の	つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	五所川原市 大字姥洞五 桜木二五字	五所川原市 大字姥洞五 桜木二五字	五所川原市 大字姥洞五 桜木二五字	五所川原市 大字姥洞五 桜木二五字	五所川原市 大字姥洞五 桜木二五字	五所川原市 大字姥洞五 桜木二五字
"	訪問介護 訪問介護防	訪問介護 訪問介護防	訪問介護 訪問介護防	訪問看護 訪問看護防	訪問看護 訪問看護防	訪問看護 訪問看護防	訪問看護 訪問看護防	訪問看護 訪問看護防	訪問看護 訪問看護防
五戸ヘル パーシステ ル	訪問介護 いながき	訪問介護 いながき	訪問介護 いながき	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護
三戸郡五戸 町字古堂後 五の四	三戸郡五戸 町字古堂後 七の二九	つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	つがる市稲 垣町豊川一 瀬山九の一	五所川原市 大字湊字船 越三一一の	五所川原市 大字湊字船 越三一一の	五所川原市 大字湊字船 越三一一の	五所川原市 大字湊字船 越三一一の	五所川原市 大字湊字船 越三一一の	五所川原市 大字湊字船 越三一一の
三三・四一	二六・六一	二六・四一	二六・四一	二五・七二〇	二五・七二〇	二五・七二〇	二五・七二〇	二五・七二〇	二五・七二〇

青森県告示第五百四十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
介護老人福祉施設み るく苑	三戸郡田子町大字田子 字七日市上ノ平六〇	介護老人福祉施設	平成 二六・三・三

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
医療法人平 成会	医療法人平 成会	合同会社ま ごころ介護	合同会社ま ごころ介護	有限会社あ やとり	有限会社あ やとり	居宅介護支援事業者
八戸市湊高台 二丁目四の六	八戸市湊高台 二丁目四の六	弘前市大字西 一ヶ丘町三の一	弘前市大字中 野一丁目一〇〇	弘前市大字撫 牛子三丁目二 〇の一〇〇	弘前市大字撫 牛子三丁目二 〇の一〇〇	居宅介護支援事業所
八戸市湊高台 二丁目四の六	八戸市湊高台 二丁目四の六	弘前市大字西 一ヶ丘町三の一	弘前市大字中 野一丁目一〇〇	弘前市大字堅 田四丁目一〇	弘前市大字撫 牛子三丁目二 〇の一〇〇	所在地
二六・四一	二六・四一	二五・二二	二五・二二	平成 二五・二・一	平成 二五・二・一	変更年月日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	種類	名称	住所	廃止年月日
波多野祥二	弘前市大字元大工町五〇の五	居宅介護事業の種	大手門歯科	弘前市大字元大工町五〇の五	平成二五・三・三
合同会社グート	八戸市大字中居林字雷三の一八	訪問介護	ヘルパーステーションオードリィン	八戸市新井田西三丁目一七の六一バスワン	平成二六・四・三〇

青森県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	種類	名称	住所	廃止年月日
波多野祥二	弘前市大字元大工町五〇の五	居宅介護事業の種	大手門歯科	弘前市大字元大工町五〇の五	平成二五・三・三
合同会社グート	八戸市大字中居林字雷三の一八	訪問介護	ヘルパーステーションオードリィン	八戸市新井田西三丁目一七の六一バスワン	平成二六・四・三〇

名称	住所	種類	名称	住所	廃止年月日
合同会社グート	八戸市大字中居林字雷三の一八	訪問介護	ヘルパーステーションオードリィン	八戸市新井田西三丁目一七の六一バスワン	平成二六・四・三〇

青森県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	種類	名称	住所	廃止年月日
株式会社福祉	南津軽郡田舎館村大字堂野前字前川原八〇の一	居宅介護支援事業所	ケアプランセンターオードリィン	八戸市新井田西三丁目一七の六一バスワンA一〇二	平成二六・四・三〇

青森県告示第五百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	特別養護老人ホーム 素心苑	所在地	三戸郡五戸町字古館向 一〇の一	施設の種類	地域密着型介護老人 福祉施設	指定期日	平成 二六・六一
----	------------------	-----	--------------------	-------	-------------------	------	-------------

青森県告示第五百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定期日
株式会社ダスキン北秋	秋田県大館市大田面三七六の二	福祉用具貸与	ダスキンヘルスセンター	八戸市長苗代四丁目一の二〇	平成 二六・五七
株式会社グート	八戸市新井田西三丁目一八の四	訪問介護	アクティブライフホームライ	八戸市新井田西三丁目一八の四	二六・五一
株式会社第一ホーム	八戸市新井田西三丁目二の一七	通所介護	アクティブライフホームライ	八戸市大字田面一	二六・六一
株式会社口シユ	八戸市大字石手洗字泉筋五の五	訪問介護	リハビリセンター	八戸市大字石手洗字斎郷七の一	二六・六一

株式会社ふれんど	五所川原市大字の四	訪問介護	訪問介護事業所ふれんど	五所川原市大字の四	二六・四一
医療法人 幸会	弘前市大字石川	訪問看護	石川訪問看護ステーション	弘前市大字石川	二六・五四
有限会社ダスキン十和田	秋田県鹿角市十和田大湯字一本木一〇の二	福祉用具貸与	ダスキンヘルスセンター	弘前市大字野田二丁目一の一	二六・四一
医療法人 知会	弘前市大字高屋四本宮四八〇の四	通所介護	デイサービスセンター	弘前市大字東長町三八の三	二六・五一
社会福祉法人長慶会	弘前市大字坂三	短期入所生活介護	ショートステイ長慶の里	弘前市大字石川一字大仏下二五の	二六・五一
医療法人 幸会	弘前市大字石川	訪問介護	石川ヘルパーステーション	弘前市大字石川一字大仏下二五の	二六・五一
株式会社エフジイメデイカル	八戸市東白山台三丁目二〇の六	居宅療養管理指導	売市薬局	八戸市売市四丁目七の一五	二六・四一
有限会社さかもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	通所介護	通所介護事業所さかもと広場	五所川原市大字広田字榊森五一	二六・五一
ZMC Corporation 株式会社	三沢市緑町一丁目三の九	居宅療養管理指導	岡三沢薬局	三沢市緑町一丁目三の九	二六・五一
社会福祉法人和森会	上北郡東北町上北三丁目三三	訪問介護	ヘルパーステーション	上北郡東北町上北三丁目三三	二六・五二
株式会社三輪商事	弘前市大字代官町一〇二	居宅療養管理指導	ミツワ薬局	弘前市大字徳田町六	二六・六六
有限会社リブ	弘前市大字上鞆師町四	訪問介護	ハート調剤薬局	弘前市大字松森町四八	二六・七一
有限会社七福薬局	弘前市大字富田三丁目一の一の二	訪問介護	有限会社七福薬局	弘前市大字富田三丁目一の一の二	二六・六七

株式会社あおぞら	三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一六六の二	〃	〃	あおぞら薬局	八戸市大字白銀町字浜崖七の六〇	二六・六二六
有限会社二コニコ	〃	〃	〃	二コニコ薬局	八戸市大字本鍛冶町二の六	二六・六六一
つがる西北五広域連合	五所川原市字岩木町一二の三	訪問看護	つがる西北五広域連合病院	五所川原市字岩木町一二の三	〃	二六・四一
株式会社阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大榭町一の一八	居宅療養管理指導	つがる薬局	五所川原市字川端町三の四	〃	〃
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二の二	〃	アイセイ薬局	五所川原市字川端町一の一三	〃	〃
株式会社本コーポレーション	五所川原市字新町五〇	訪問介護	ヘルパーストーション	五所川原市字新町五〇	二六・五五一	〃
有限会社ライブラーナ	青森市大字筒井一〇八	居宅療養管理指導	みんなの野菜局	十和田市西三番町一の二八の四	二六・六九	〃
有限会社みちしり	三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一六六の二	〃	みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町一の一	二六・六一	〃
有限会社ほのぼの	〃	〃	ほのぼの薬局	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂一八の一	二六・六二六	〃
社会福祉法人素心の会	三戸郡五戸町字古館向一〇の一	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム素心苑	三戸郡五戸町字古館向一〇の一	二六・六一	〃

青森県告示第五百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社グート	八戸市新井田西三丁目一八の四リバースワンD	ケアプランセンターイードリー	八戸市新井田西三丁目一八の四リバースワンD	平成二六・五一一
有限会社市杉	八戸市大字新井田字鷹待場一の一三	あゆみ居宅介護支援事業所	八戸市大字新井田字鷹待場一の一三	二六・六一
株式会社ふれんど	五所川原市大字福山字実吉七〇の四	居宅介護支援事業所ふれんど	五所川原市大字福山字実吉七〇の四	二六・四一一
株式会社福寿	南津軽郡田舎館村大字堂野前字前川原八〇の一	居宅介護支援事業所ふくじゅ	黒石市西ケ丘二七四	二六・五一一

青森県告示第五百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
特定福祉用具販売事業者	〃	特定福祉用具販売事業所	〃	〃

青森県告示第549号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ダスキ ン北秋	秋田県大館市大 田面三七六の二	ダスキンヘルス センター	八戸市長苗代四 丁目一の二〇	平成 二六・五 七
有限会社ダスキ ン和田	秋田県鹿角市十 木平一〇の二	ダスキンヘルス センター	弘前市大字野田 二丁目一の一	平成 二六・四 一

株式会社ダ スキン北秋	秋田県大館市大 田面三七六の二	介護予防 福祉用具 貸与	八戸市長苗代四 丁目一の二〇	平成 二六・五 七
株式会社グ ート	八戸市新井田西 三丁目一八の四	介護予防	八戸市新井田西 三丁目一八の四	二六・五 一
株式会社第 一ホーム	八戸市新井田西 三丁目二の一七	介護予防	八戸市石堂二丁 目二九の六	二六・七 一

株式会社三 輪商事	弘前市大字代官 町一〇二	介護予防 指導	弘前市大字徳田 町六	二六・六 六
社会福祉法 人森和	上北郡東北町上 北三〇五	介護予防	上北郡東北町上 北二丁目三三	二六・五 九
MEIRIOM 株式会 社	三沢市緑町一丁 目三の九	介護予防 指導	三沢市緑町一丁 目三の九	二六・五 一
有限会社さ かも	五所川原市字鎌 谷町五一九の五	介護予防	五所川原市大字 広田字榊森五一	二六・五 一
株式会社工 メデ イカル	八戸市東白山台 三丁目二〇の六	介護予防 指導	八戸市売市四丁 目七の一五	二六・四 一
医療法人恩 幸会	弘前市大字石川 字石川九七	介護予防	弘前市大字石川 一字大仏下二五の 一	二六・五 一
社会福祉法 人長慶会	弘前市大字坂三 字亀田五三の三	短期生活 介護	弘前市大字坂三 字亀田五三の三	二六・五 一
医療法人仙 知会	弘前市大字高屋 四本宮四八〇の 四	介護予防	弘前市大字東長 町三八の三	二六・五 一
有限会社ダ スキン十和 田	秋田県鹿角市十 木平一〇の二	介護予防 福祉用具 貸与	弘前市大字野田 二丁目一の一	二六・四 一
医療法人恩 幸会	弘前市大字石川 字石川九七	介護予防 看護	弘前市大字石川 一字大仏下二五の 一	二六・五 二四
株式会社ふ れんど	五所川原市大字 福山字実吉七〇 の四	介護予防	五所川原市大字 福山字実吉七〇 の四	二六・四 一
株式会社口 シユ	八戸市大字石手 洗字泉筋五の五	介護予防	八戸市大字石手 洗字泉郷七の一	二六・六 一
有限会社リ ブ	弘前市大字上鞆 師町四	介護予防	弘前市大字松森 町四八	二六・七 一

青森県告示第五百五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
合同会社まごころ介護	弘前市大字中野一丁目一〇〇	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一〇	社会福祉法人梅沢厚生会	五所川原市大字梅田字福浦一四四の五	居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地
まごころ介護	弘前市大字中野一丁目一〇〇	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一〇	うめた在宅介護支援センター	五所川原市大字梅田字福浦四〇五の二	居宅介護支援事業者 名称 所在地
二五・二・二		二五・二・一		平成 二六・四・一		変更 年月日

変更後	変更前
医療法人平成会	医療法人平成会
八戸市湊高台二丁目四の六	八戸市湊高台二丁目四の六
みなと居宅介護支援事業所	みなと在宅介護支援センター
八戸市湊高台二丁目四の六	八戸市湊高台二丁目四の六
二六・四・一	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭